

各種国家資格、免許等における旧姓使用の現状等について

令和4(2022)年5月31日現在

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	(1) 旧姓使用の現状について					制度担当部署	
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるも の ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考		
1	文部科学省	技術士 [昭和32年度]	技術士法	・技術士・技術士 補	文部科学大臣 [登録簿への登 録、登録証の 交付]	○					姓を変更した場合には、技術士法施行 規則第17条により「登録事項変更届 出書」の提出を要する。また、旧姓併 記も可能となっている。	科学技術・学術政策局人材政策課技術士係 TEL 代表03-5253-4111 (内線3833)
2	文部科学省	教育職員 [昭和24年度]	教育職員免許 法	・幼稚園教諭(専修、 一種、二種)免許状 ・小学校教諭(専修、 一種、二種)免許状 ・中学校教諭(専修、 一種、二種)免許状 ・高等学校教諭(専 修、一種)免許状 ・特別支援学校教諭 (専修、一種、二種) 免許状 ・特別支援学校自立 教科教諭(一種、二 種)免許状 ・特別支援学校自立 活動教諭一種免許状 ・養護教諭(専修、一 種、二種)免許状 ・栄養教諭(専修、一 種、二種)免許状	都道府県教育 委員会 [免許状の授 与]	○					姓を変更した場合には、教育職員免許 法第15条により免許状の書換を授与権 者に願ひ出ることができるとされてお り、旧姓併記も可能。	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 免許係 TEL 代表03-5253-4111 (内線3968)
3	文部科学省	司書 [昭和25年度]	図書館法	・司書 ・司書補	講習実施大学 [修了証書の交 付] ※講習受講者 のみ	○					講習実施大学が旧姓名の修了証書(ま たは旧姓名を併記した修了証書)を発 行すること自体は制度として特段禁じ ていない。 大学における養成課程での資格取得者 も多くおり、それらの者には修了証書 は発行されない。	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 社会教育人材研修係 TEL 代表03-5253-4111 (内線3676)

No.	所管府省	資格名 [創設年度]	根拠法	資格の種類	資格付与者 [付与方法]	(1) 旧姓使用の現状について					制度担当部署
						① 資格取得時から旧姓使用 ができるもの ※ 制度や運用上、旧姓使用を特 段禁止していないものも含む	② 資格取得後に改姓した 場合は旧姓使用ができるもの ※ 資格取得後に改姓があったと しても、届出等の義務がないた め、そのまま旧姓使用が可能な ものを△として計上	③ 現状では旧姓使用がで きないもの	旧姓使用に関する対応予定 等	備考	
4	文部科学省	学校図書館司 書教諭 [昭和28年度]	学校図書館法	—	文部科学大臣 [講習の修了証 書の交付]	○				旧姓名の講習の修了証書を発行するこ と自体は制度として特段禁じていな い。	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 社会教育人材研修係 TEL 代表03-5253-4111 (内線3676)
5	文部科学省	学芸員 [昭和26年度]	博物館法	—	文部科学大臣 [合格証書の送 付]	○				資格取得のための試験出願時に、必要 書類として住民票等の提出を求めてお り、提出された住民票等に基づいて、 受験票や合格証書の発行を行っている 。そのため、住民票等に旧姓が併記 されていれば、旧姓での合格証書発行 も可能である。 資格取得後に改姓した者のうち、合格 証書の書き換え希望者に対しては、書 き換えを行う。	文化庁企画調整課博物館振興室 TEL 代表03-5253-4111 (内線4772)
6	文部科学省	社会教育主事 [昭和26年度]	社会教育法	—	講習を実施す る大学その他 の教育機関 [修了証書の交 付] ※講習受講者 のみ	○				講習実施大学が旧姓名の修了証書（ま たは旧姓名を併記した修了証書）を発 行すること自体は制度として特段禁じ ていない。 大学における養成課程での資格取得者 も多くおり、それらの者には修了証書 は発行されない。	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 社会教育人材研修係 TEL 代表03-5253-4111 (内線3676)
7	文部科学省	公認心理師 [平成29年度] <厚生労働省 と共管>	公認心理師法	—	文部科学大 臣、厚生労働 大臣 [登録証の交 付]	○					厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課公認心理 師制度推進室 TEL:03-5253-1111 (内線3112)